

技術者配置Q & A

番号	質疑・応答
1	<p>Q：請負金額4,000万円（建築一式工事8,000万円）未満の那珂川市内の災害復旧工事において、無制限に兼務することが可能なのでしょうか。</p> <p>A：兼務件数としてカウントしないので、無制限に兼務することができます。ただし、請負金額4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上の工事（変更契約を含む）を1件でも担当した場合は、それまで兼務制限の件数にカウントしていなかった全ての災害復旧工事をカウントすることとなります。</p>
2	<p>Q：請負金額4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上の工事において、兼務できる要件にある密接な関係とはどのようなものなのでしょうか。</p> <p>A：密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事、又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分（金額又は量の50%以上）を同一の下請業者で施工する場合を含む）のことをいいます。</p>
3	<p>Q：請負金額4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上の災害復旧工事に主任技術者等として配置すると、5件まで兼務することができるのでしょうか。</p> <p>A：請負金額4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上の工事を兼務する場合は、那珂川市内で密接な関係がある公共工事であれば、以下に示した例のように兼務可能となります。ただし、入札公告で監理技術者の配置を求めるものについては対象外となります。また、同一の発注者でない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できる場合に限りです。</p> <p>(例) 災害復旧工事＝4件 一般工事＝1件・・・O.K 災害復旧工事＝3件 一般工事＝2件・・・O.K 災害復旧工事＝2件 一般工事＝3件・・・N.G 災害復旧工事＝5件 一般工事＝0件・・・O.K ※一般工事は最大2件とします。</p>
4	<p>Q：請負代金額4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上の一般工事を2件、災害復旧工事を3件の計5件を兼務している際に、一般工事の1件が先に完了した場合はどうなるのでしょうか。</p> <p>A：残り4件の兼務は引き続き可能です。また、災害復旧工事を含む場合の兼務は、最大5件まで可能なので、新たな工事の兼務が1件可能です。</p>